

5 G サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]

第1章～第13章 (略)

料金表 (略)

別表1 営業区域

1 (略)

2 5 G homeでんわに係るもの

区 分	通信を行うことができる地域
北海道地区 北海道	札幌市、赤平市、旭川市、芦別市、網走市、石狩市、岩見沢市、歌志内市、江別市、恵庭市、小樽市、帯広市、北広島市、北見市、釧路市、砂川市、滝川市、千歳市、苫小牧市、名寄市、根室市、登別市、函館市、美唄市、深川市、富良野市、北斗市、室蘭市、紋別市、夕張市、留萌市、稚内市
東北地区 (略)	(略)
秋田県	秋田市、大館市、男鹿市、潟上市、鹿角市、大仙市、にかほ市、能代市、湯沢市、由利本荘市、横手市
(略)	(略)
関東甲信越地区 東京都	東京都23区、昭島市、あきる野市、稲城市、青梅市、清瀬市、国立市、小金井市、国分寺市、狛江市、小平市、立川市、多摩市、調布市、西東京市、八王子市、羽村市、東久留米市、東村山市、東大和市、日野市、福生市、府中市、町田市、三鷹市、武蔵野市、武蔵村山市
(略)	(略)
(略)	(略)

(注) 5 G home でんわに係る通信を行うことができる地域については、令和6年4月1日時点のものとあり、変更があったときは、インターネット等を利用してそのことを掲示します。

別表2～別表7 (略)

附 則 (令和6年3月25日経企第4573号)
この改正規定は、令和6年4月1日から実施します。

[現 行]

第1章～第13章 (略)

料金表 (略)

別表1 営業区域

1 (略)

2 5 G homeでんわに係るもの

区 分	通信を行うことができる地域
北海道地区 北海道	札幌市、赤平市、旭川市、芦別市、網走市、石狩市、岩見沢市、歌志内市、江別市、恵庭市、帯広市、北広島市、北見市、釧路市、砂川市、滝川市、千歳市、苫小牧市、根室市、登別市、函館市、美唄市、北斗市、室蘭市、紋別市、留萌市、稚内市
東北地区 (略)	(略)
秋田県	秋田市、大館市、潟上市、大仙市、にかほ市、能代市、湯沢市、由利本荘市、横手市
(略)	(略)
関東甲信越地区 東京都	東京都23区、昭島市、あきる野市、稲城市、清瀬市、国立市、小金井市、国分寺市、狛江市、小平市、立川市、多摩市、調布市、西東京市、八王子市、羽村市、東久留米市、東村山市、東大和市、日野市、福生市、府中市、町田市、三鷹市、武蔵野市、武蔵村山市
(略)	(略)
(略)	(略)

(注) 5 G home でんわに係る通信を行うことができる地域については、令和6年1月1日時点のものとあり、変更があったときは、インターネット等を利用してそのことを掲示します。

別表2～別表7 (略)

割 賦 販 売 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第 1 条～第 2 条 (略)</p> <p>(指定 5 G 回線等の指定)</p> <p>第 3 条 申込者は、本契約の申込みにあたり、指定 5 G 回線等（指定商品を主として接続する申込者の 1 の 5 G、X i 又は F O M A（5 G サービス契約約款、X i サービス契約約款または F O M A サービス契約約款（以下「5 G 約款等」といいます）に規定するものをいいます）をいいます。以下同じとします）を指定することができます。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、申込者は、本契約の申込みにあたり、指定 5 G 回線などを指定していただきます。</p> <p>(1)当社と 5 G 契約（5 G サービス契約約款に規定する一般契約に係る区分のうち、コース B に係るものに限ります。）を締結している者が、本契約の申込みをするときは、その申込みにあたり、指定 5 G 回線等を指定していただきます。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>(契約の申込方法および承諾等)</p> <p>第 4 条 申込者は、本契約の申込みをするときは、<u>当社所定の方法により</u>、次に掲げる事項を記入し、当社に提出していただきます。</p> <p>ただし、当社が別に定める方法により確認する場合は、この限りではありません。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(契約の成立時点)</p> <p>第 5 条 本契約は、<u>当社が本申込みを承諾及び当社所定の方法により申込者に通知し</u>、それが申込者に到達した時をもって成立するものとします。</p> <p>第 6 条～第 18 条 (略)</p>	<p>第 1 条～第 2 条 (略)</p> <p>(指定 5 G 回線等の指定)</p> <p>第 3 条 申込者は、本契約の申込みにあたり、指定 5 G 回線等（指定商品を主として接続する申込者の 1 の 5 G、X i 又は F O M A（5 G サービス契約約款、X i サービス契約約款または F O M A サービス契約約款（以下「5 G 約款等」といいます）に規定するものをいいます）をいいます。以下同じとします）を指定することができます。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、申込者は、本契約の申込みにあたり、指定 5 G 回線などを指定していただきます。</p> <p>(1)当社と 5 G 契約（5 G サービス契約約款に規定する一般契約に係る区分のうち、コース B に係るものに限ります。）を締結している者が、<u>当社が定めるインターネットホームページにおいて本契約の申込みをするときは</u>、その申込みにあたり、指定 5 G 回線等を指定していただきます。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>(契約の申込方法および承諾等)</p> <p>第 4 条 申込者は、本契約の申込みをするときは、<u>当社所定の本契約の申込画面にて</u>、次に掲げる事項を記入し、当社に提出していただきます。</p> <p>ただし、当社が別に定める方法により確認する場合は、この限りではありません。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(契約の成立時点)</p> <p>第 5 条 本契約は、当社が本申込みを承諾し、<u>所定の手続きにより申込者に承諾通知を発送し</u>、それが申込者に到達した時をもって成立するものとします。</p> <p>第 6 条～第 18 条 (略)</p>